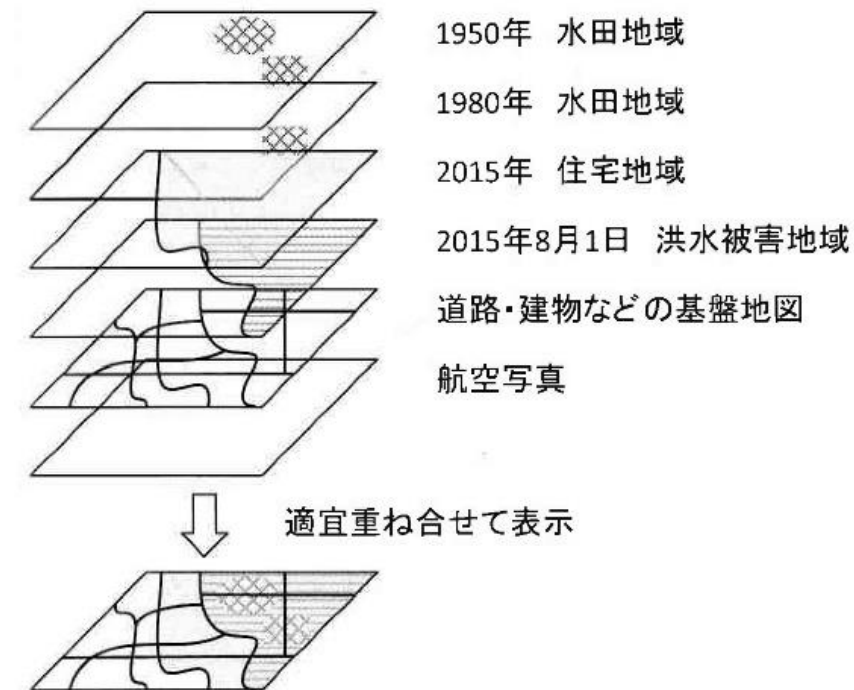


- 公共測量とは、基本測量以外の測量のうち、以下の(1)(2)をいう。
 - (1) 測量法第5条第1号に規定する「その測量の実施に要する費用の全部又は一部を国又は公共団体が負担し、又は補助して行う測量」
 - (2) 同条同項第2号に規定する「基本測量又は公共測量の測量成果を使用して次の事業のために実施する測量で国土交通大臣が指定したもの」
 - ① 行政庁の許可、認可その他の処分を受けて行われる事業
 - ② その実施に要する費用の全部又は一部について国又は公共団体の負担又は補助、貸付けその他の助成を受けて行われる事業
- なお、ここでいう「測量」には、基準点測量、地形測量などの一般の測量のほかに地図の調製や測量用写真の撮影も含まれる。
- 公共測量に該当する場合には、発注者（測量計画機関）は、「公共測量」にかかる諸手続を行う必要がある。

- 地理情報システム (GIS: Geographic Information System) は、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ (空間データ) を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術である。
- 地理空間情報は、位置情報をキーにして異なるデータを重ね合わせることで分析等がなされることから、様々な主体によって整備されるデータ間での位置情報の整合性が必要である。
- このためには、地理空間情報を空間上の位置に対応づける基準となる基盤地図情報 (電子的な地理空間情報) の整備・更新・提供が必要である。
- 地理空間情報の整備に基盤地図情報が活用されることで、地理空間情報の相互活用が容易になる。



(国土地理院HPから作成)